

「被害者やその家族等への支援活動助成」2026 年度の助成決定にあたって

2026 年 9 月 30 日

社会福祉法人中央共同募金会

1. 応募状況の概要

- 「被害者やその家族等への支援活動助成」2026 年度に応募状況は、44 件（9,079 万円）でした。
- 法人種別、応募団体の所在地別、助成種別（助成規模）、それぞれの応募件数は下記の通りです。

法人種別	応募件数
NPO 法人	22
任意団体（法人格無し）	9
一般社団法人	8
公益社団法人	5
総件数	44

助成種別	応募件数
当事者活動助成 （100 万円上限）	12
一般助成 （300 万円上限）	32
総件数	44

都道府県	応募件数
北海道	3
青森県	1
宮城県	1
秋田県	2
茨城県	1
千葉県	2
東京都	11
神奈川県	2
新潟県	1
静岡県	1
愛知県	3
京都府	1
大阪府	3
兵庫県	6
愛媛県	1
高知県	1
大分県	1
宮崎県	2
沖縄県	1
19 都道府県	44

2.助成決定の概要

○外部識者を含む審査委員会を開催し、応募団体の審査を行った結果、25 団体、総額 5,067 万円の助成を決定しました。

○応募要項に照らし合わせて審査を行い、必要性・緊急性が高い活動、また確実に効果的な支援につながる活動であると応募書から判断されるものを決定しました。

○採択された活動を種類別に見ると、相談・伴走支援 8 件、シェルター等の居場所提供 7 件、自助グループ 7 件、人材育成 4 件、シェルター退所後に係る支援 3 件、啓発 3 件、調査 1 件などとなっています（1 団体で複数種類に取り組む場合あり）。

3.助成決定にあたって （審査委員会コメント）

本助成は、犯罪・交通事故・性暴力・DV・児童虐待等による被害者やその家族・遺族を支援する民間の非営利活動を、資金面から応援することで、支援を着実に実施したうえ、活動への理解や協力を広げることを目的としています。

被害を受けた人やその家族、遺族が、再び平穏で安全な暮らしを取り戻すためには、孤立防止や社会復帰の支援など、周囲のサポートが不可欠です。

2004 年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、関係省庁の連携による取り組みが進められていますが、基本法の理念でもある「犯罪被害者等の個々の事情に応じた途切れない支援」を実現するためには、公的な支援だけでなく、個々の実情に応じて柔軟な支援ができる民間の支援活動が必要とされています。

今回の審査では、自助グループによる交流の場の運営や啓発活動、被害者支援に携わる人材育成など、被害者の回復を支えるだけでなく、支援の担い手を広げ、社会の理解や支援体制の充実につなげようとする活動が評価されました。ただ一方で、そういった貴重な活動を支える組織面の脆弱さと、その組織面を強化する視点の弱さも懸念が示されました。

助成が決定された団体の皆さまには、本助成金が「被害者やその家族等への支援活動助成」に、特段のご理解をいただいた寄付者からの寄付金をもとに成り立っていることをふまえ、助成を受けた活動に対する理解や共感、社会的な認知を広げていただくとともに、被害者やその家族・遺族の皆さんを取り巻くさまざまな課題の解決に向けて、活動を十分に展開されること、そして皆さんの重要な活動が持続的になるよう、組織面の強化への取り組みも期待します。

原資である寄付が継続される限り、今後も必要に応じて助成プログラムを見直しながら、被害者支援のニーズにできる限り応えてまいりたい所存です。本助成が、ひとりでも多くの方の支援につながれば幸甚です。

「被害者やその家族等への支援活動助成」審査委員会

審査委員 一同